

2022年12月

フェアコンサルティンググループは、世界 17 カ国・30 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)

インド

1. 労働法改革と雇用契約書・就業規則作成上の留意点

インドでは、2020年9月までに4つのLabour Codeが成立し、29の労働法の統廃合が実施されました。この労働法改革に伴い、日系企業が留意すべき事項についても影響が及んでおります。本稿では、労働法改革を前提に、雇用契約書・就業規則作成の上で留意すべき事項について解説します。なお、法律の成立からすでに2年以上経過しておりますが、2022年12月現在、一部のLabour Codeは未施行の状況でございます。

(1) 就業規則に法的拘束力を持たせる

インドでは、原則として就業規則を作成する法的義務はないため、別途使用者と従業員との間で就業規則に法的拘束力を持たせる旨を合意しない限り、就業規則を作成しても、ただちに法的拘束力を有するわけではありません。雇用契約書の中で、就業規則に法的拘束力を持たせる規定を挿入するなどして、就業規則に法的拘束力を持たせる措置を講じる必要がある点に留意する必要があります。

(2) インド現地従業員に就業規則の作成を一任しない

インド法人立ち上げ時に、HR担当の現地従業員から、就業規則を作成する旨の申し出がなされることがありますが、就業規則等の作成を現地担当者に一任することは危険です。HR担当者が、現地従業員側に一方的に有利な就業規則を作成する可能性が高いため、必ず日本人のチェックを入れる必要があります。

(3) 州/拠点の性質ごとに異なる法規制が適用されることに留意する

インドでは、州や拠点の性質（工場/オフィス）によって、法規制が異なる場合があります。労働法改革によって、均質化が図られようとしていますが、Labour Codeが成立して2年以上が経過したにもかかわらず施行がされていな

い主な理由が、州ごとの下位規則の内容が定まっていない点にあります。Labour Code が施行された場合、州ごとの規則によってどのような違いがあるか把握することが推奨されます。

(4) 昇給を使用者の法的義務としない

例えば、年 10%昇給させるといった昇給に関する条項を雇用契約書に規定してしまった場合、当該契約条項が存続する限り会社の業績にかかわらず毎年の昇給を認めなければならないといった事態に陥りかねません。このような条項を全従業員との間で規定するケースは稀ですが、マネジメント層の現地スタッフを採用する際に、このような昇給条項を規定するよう要請されることがあるため、留意する必要があります。

(5) 競業禁止

契約書中、従業員が雇用期間中および雇用終了後に使用者と競業することを禁じる競業禁止義務を規定することがありますが、判例上、雇用期間中の競業禁止義務は有効であるが、雇用終了後の競業禁止義務条項は無効であるとされているため、退職後に競業するに至った従業員に対して当該条項に基づき法的措置をとることが困難な点には、留意する必要があります。ただし、心理的抑止の観点から退職後の競業禁止義務を規定することは一般的に見られます。

(6) 法律上の規制を理解した上で各種手当等の条項を規定する

有給休暇、退職金または残業代などの各種手当等に関する規定は、法律上何が要求されているか理解した上で作成しなければなりません。法律上の要求を超えるかたちで退職金や残業代の規定を作成した場合、これを事後的に法律上のラインに引き戻すことは通常従業員の合意が得られず難しいためです。

(7) 懲戒事由は網羅的に作成する

判例上、懲戒事由として列挙していない事項を理由に懲戒処分を行うことはできないものとされています。そのため、懲戒事由は可能な限り網羅的に列挙することが推奨されます。

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon, Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一 (日本国公認会計士) y.iwase@faircongrp.com

遠藤 衛 (日本国弁護士) m.endo@faircongrp.com

 **インドネシア**

1. 2023 年の州別最低賃金 (UMP) の発表

インドネシア労働省は全国 33 州の知事が 2023 年の州別最低賃金を決定したと発表した。全国の平均上昇率は 7.5%となる。最も上昇率が高かったのは西スマトラ州の 9.15%で、最も上昇率が低かったのは北マルク州の 4%。

州別	最低賃金 (月額)		
	2023 年	2022 年	上昇率
ジャカルタ	Rp4.901.798	Rp4.641.854	5,60%
バプア	Rp3.864.696	Rp3.561.932	8,50%
バンカ・ブリットン	Rp3.498.479	Rp3.264.884	7,15%
北スラウェシ	Rp3.485.000	Rp3.310.723	5,26%
アチ	Rp3.413.666	Rp3.166.460	7,81%
南スマトラ	Rp3.404.177	Rp3.144.446	8,26%
南スラウェシ	Rp3.385.145	Rp3.165.876	6,93%
西バプア	Rp3.282.000	Rp3.200.000	2,56%
リアウ諸島	Rp3.279.194	Rp3.050.172	7,51%
北カリマンタン	Rp3.251.703	Rp3.016.738	7,79%
東カリマンタン	Rp3.201.396	Rp3.014.497	6,20%
リアウ	Rp3.191.662	Rp2.938.564	8,61%
中部カリマンタン	Rp3.181.013	Rp2.922.516	8,85%
南カリマンタン	Rp3.149.977	Rp2.906.473	8,38%
ゴロンタロ	Rp2.989.350	Rp2.800.580	6,74%
北マルク	Rp2.976.720	Rp2.862.231	4,00%
ジャンビ	Rp2.943.000	Rp2.698.940	9,04%

州別	最低賃金 (月額)		
	2023 年	2022 年	上昇率
西スラウェシ	Rp2.871.794	Rp2.678.863	7,20%
マルク	Rp2.812.827	Rp2.618.312	7,43%
南東スラウェシ	Rp2.758.984	Rp2.576.016	7,10%
西スマトラ	Rp2.742.476	Rp2.512.539	9,15%
バリ	Rp2.713.672	Rp2.516.971	7,81%
北スマトラ	Rp2.710.493	Rp2.522.609	7,45%
バンテン	Rp2.661.280	Rp2.501.203	6,40%
ランブ	Rp2.633.284	Rp2.440.486	7,90%
西カリマンタン	Rp2.608.602	Rp2.434.328	7,16%
中部スラウェシ	Rp2.599.546	Rp2.390.739	8,73%
ベンクル	Rp2.418.280	Rp2.238.094	8,05%
西ヌサテンガラ	Rp2.371.407	Rp2.207.212	7,44%
東ヌサ・テンガラ	Rp2.123.994	Rp1.975.000	7,54%
東ジャワ	Rp2.040.244	Rp1.891.567	7,86%
西ジャワ	Rp1.986.670	Rp1.841.487	7,88%
ジョグジャカルタ	Rp1.981.782	Rp1.840.915	7,65%
中部ジャワ	Rp1.958.169	Rp1.812.935	8,01%

2. 2023 年の県・市で適用する地域最低賃金（UMK）の発表

州内の県・市で適用する地域最低賃金（UMK）を規定した知事通達も発表した。

＜資料＞ 州の 2023 年の地域最低賃金

西ジャワ州

県・市別	最低賃金（月額）		
	2023 年	2022 年	上昇率
カラワン 県	Rp5.176.179	Rp4.798.312	7,88%
プカン市	Rp5.158.248	Rp4.816.921	7,09%
プカン県	Rp5.137.575	Rp4.791.844	7,22%
デボック市	Rp4.694.494	Rp4.377.232	7,25%
ボゴール市	Rp4.639.429	Rp4.330.249	7,14%
ボゴール県	Rp4.520.212	Rp4.217.206	7,18%
ブルワカルタ県	Rp4.464.675	Rp4.173.568	6,98%
バンドン市	Rp4.048.463	Rp3.774.860	7,25%
チマヒ市	Rp3.514.093	Rp3.272.668	7,38%
バンドン県	Rp3.492.466	Rp3.241.929	7,73%
西バンドン県	Rp3.480.795	Rp3.272.668	6,36%
スメダン県	Rp3.471.134	Rp3.241.929	7,07%
スカブミ県	Rp3.351.883	Rp3.125.444	7,25%
スーバン県	Rp3.273.811	Rp3.064.218	6,84%

県・市別	最低賃金（月額）		
	2023 年	2022 年	上昇率
チアンジュール県	Rp2.893.229	Rp2.699.814	7,16%
スカブミ市	Rp2.747.775	Rp2.562.434	7,23%
インドラマユ市	Rp2.541.997	Rp2.391.567	6,29%
タシクマラヤ市	Rp2.533.341	Rp2.363.389	7,19%
タシクマラヤ県	Rp2.499.954	Rp2.326.772	7,44%
チレボン市	Rp2.456.517	Rp2.304.943	6,58%
チレボン県	Rp2.430.781	Rp2.279.982	6,61%
マジャレンカ県	Rp2.180.603	Rp2.027.619	7,55%
ガルト県	Rp2.117.318	Rp1.975.220	7,19%
クニンガン県	Rp2.101.734	Rp1.908.102	5,38%
チアミス県	Rp2.021.657	Rp1.897.867	6,52%
ハンガンダン県	Rp2.018.389	Rp1.884.364	7,11%
バンジャール市	Rp1.998.119	Rp1.852.009	7,89%

バンテン州

県・市別	最低賃金（月額）		
	2023 年	2022 年	上昇率
チレゴン市	Rp4.657.223	Rp4.309.773	8,06%
タンゲラン市	Rp4.584.519	Rp4.262.015	7,57%
南タンゲラン市	Rp4.551.452	Rp4.230.793	7,58%
タンゲラン県	Rp4.527.689	Rp4.230.793	7,02%

県・市別	最低賃金（月額）		
	2023 年	2022 年	上昇率
セーラン県	Rp4.492.961	Rp4.215.181	6,59%
セーラン市	Rp4.090.799	Rp3.830.549	6,79%
バンデグラ県	Rp2.980.351	Rp2.800.293	6,43%
レバック県	Rp2.944.665	Rp2.751.314	7,03%



中部ジャワ州

県・市別	最低賃金（月額）			県・市別	最低賃金（月額）		
	2023年	2022年	上昇率		2023年	2022年	上昇率
スマラン市	Rp3.060.349	Rp2.835.021	7,95%	チラチャブ県	Rp2.383.090	Rp2.230.732	6,83%
デマック県	Rp2.680.421	Rp2.513.006	6,66%	ペカロンガン市	Rp2.305.823	Rp2.156.214	6,94%
ケンダル県	Rp2.508.300	Rp2.340.312	7,18%	サラティガ市	Rp2.284.180	Rp2.128.523	7,31%
スマラン県	Rp2.480.988	Rp2.311.254	7,34%	パタング県	Rp2.282.026	Rp2.132.535	7,01%
クデウス県	Rp2.439.814	Rp2.293.058	6,40%	ジェバラ県	Rp2.272.627	Rp2.108.403	7,79%

ジョグジャカルタ州

県・市別	最低賃金（月額）			県・市別	最低賃金（月額）		
	2023年	2022年	上昇率		2023年	2022年	上昇率
ジョグジャカルタ市	Rp2.153.970	Rp2.153.970	7,93%	クロン プロゴ県	Rp1.904.275	Rp1.904.275	7,68%
スレマン県	Rp2.001.000	Rp2.001.000	7,92%	グマンキトゥル県	Rp1.900.000	Rp1.900.000	7,86%
パントゥール県	Rp1.916.848	Rp1.916.848	7,80%				

東ジャワ州

県・市別	最低賃金（月額）		
	2023年	2022年	上昇率
スラバヤ市	Rp4.525.479	Rp4.375.479	3,43%
グレスック県	Rp4.522.031	Rp4.372.031	3,43%
シダルジョ県	Rp4.518.582	Rp4.368.582	3,43%
バスルアン県	Rp4.515.133	Rp4.365.133	3,44%
モジョクト県	Rp4.504.787	Rp4.354.787	3,44%
マラン県	Rp3.268.275	Rp3.068.275	6,52%
マラン市	Rp3.194.144	Rp2.994.144	6,68%
バスルアン市	Rp3.038.838	Rp2.838.838	7,05%
パテウ市	Rp3.030.367	Rp2.830.367	7,07%
ジョンバン県	Rp2.854.096	Rp2.654.096	7,54%
プロボリング県	Rp2.753.266	Rp2.553.266	7,83%
トゥバン県	Rp2.739.225	Rp2.539.225	7,88%
モジョクト市	Rp2.710.452	Rp2.510.452	7,97%
ラモンガン県	Rp2.701.977	Rp2.501.977	7,99%
プロボリング市	Rp2.576.241	Rp2.376.241	8,42%
ジェンベル市	Rp2.555.663	Rp2.355.663	8,49%
パニウワング県	Rp2.528.899	Rp2.328.899	8,59%
ケデイリ市	Rp2.318.117	Rp2.118.117	9,44%
ボジョネゴロ県	Rp2.279.568	Rp2.079.568	9,62%

県・市別	最低賃金（月額）		
	2023年	2022年	上昇率
ケデイリ県	Rp2.243.423	Rp2.118.117	5,92%
プリアール市	Rp2.239.024	Rp2.039.024	9,81%
トゥルンアグン県	Rp2.229.359	Rp2.029.359	9,86%
プリアール県	Rp2.215.071	Rp2.015.071	9,93%
ルマジャン県	Rp2.200.607	Rp2.000.607	10,00%
マディソン市	Rp2.190.216	Rp1.991.106	10,00%
スメネブ県	Rp2.176.820	Rp1.978.927	10,00%
ガンジュック県	Rp2.167.007	Rp1.970.006	10,00%
ガウイ県	Rp2.158.845	Rp1.962.586	10,00%
バチタン県	Rp2.157.270	Rp1.961.155	10,00%
ボンドウオロ県	Rp2.154.504	Rp1.958.640	10,00%
マディソン県	Rp2.154.251	Rp1.958.410	10,00%
マゲタン県	Rp2.153.062	Rp1.958.410	9,94%
バンカラン県	Rp2.152.451	Rp1.956.773	10,00%
ポノゴロ県	Rp2.149.709	Rp1.954.281	10,00%
トレンガレク県	Rp2.139.426	Rp1.944.933	10,00%
シトゥボン県	Rp2.137.026	Rp1.942.751	10,00%
パメカサン県	Rp2.133.655	Rp1.939.686	10,00%
サンバン県	Rp2.114.335	Rp1.922.123	10,00%

3. 経済ニュース

【インドネシア中銀、2023年の成長率見通しを4.5～5.3%に上方修正】

11月30日、中銀は2023年の実質国内総生産（GDP）成長率を前年比4.5～5.3%と予測した。ルピアが安定し、前向きな金融政策により輸入インフレが抑制されるため、2023年には前年比2～4%、2024年には前年比1.5～3.5%まで低下すると予想される。2023年の金融政策は、マクロ経済と金融システムの安定を支えるため、ルピアの相場の安定化とインフレ抑制に焦点を当てる。経常収支は2023年にGDP比0.4%の赤字から0.4%の黒字へ、2024年にはGDP比0.6%の赤字から0.2%の黒字へ、貸付金の伸び率は2023年から2024年に10～12%と予想されている。

【新首都に対する税制優遇措置概要の回状公布】

インドネシア政府は、東カリマンタンに建設される新首都への投資に対する税制優遇措置『22年3号』を定めた回状を公布した。回状によると、インフラや公共サービスへの投資に対する減税措置は、2022年-2035年の期間に行われた投資については30年間、2036年-2045年の期間に行われた投資については25年間の期間、それぞれ付与する。経済振興に効果のある投資については、20年間のタックスホリデーが適用される。一方、その他の分野への投資では、2022年から2035年までの投資には10年間、2036年以降の投資には50%の法人所得税減免措置を与える。

新首都に本社または地域統括拠点の設立または移転する場合、10年間のタックスホリデーが適用される。その後10年間は法人税率が6%に引き下げられる。また、投資に必要な機械設備や不動産の購入は付加価値税（VAT）が免除される。

回状に含まれる投資優遇事項はあくまでガイドラインであり、実際の適用には今後制定される新たな政令の施行が必要となる。

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62-21-570-6215

加藤 寛（日本国公認会計士） hi.kato@faircongrp.com

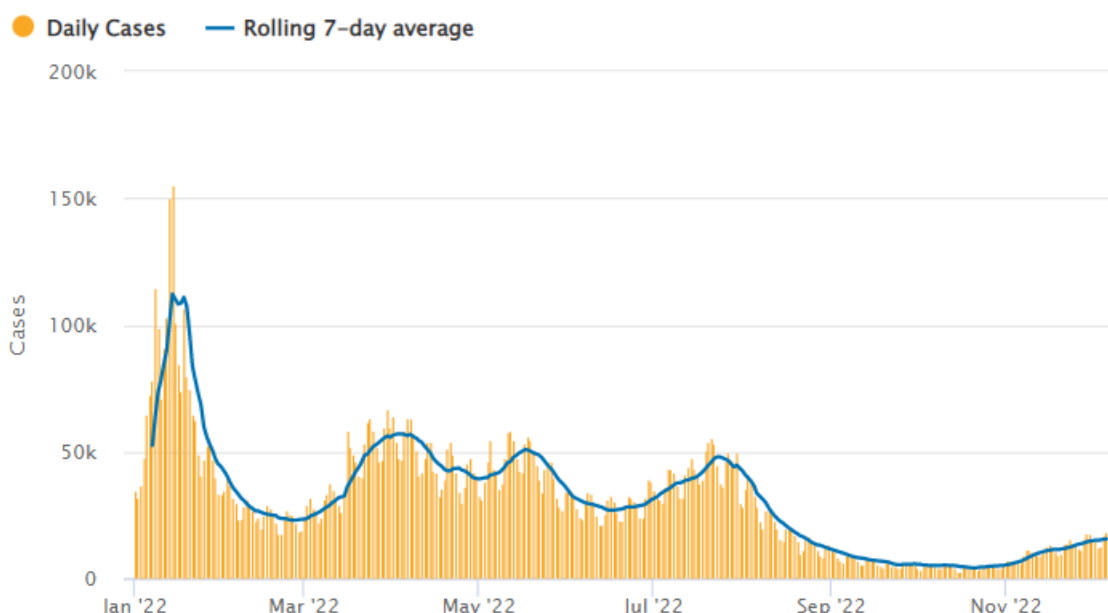
Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） alexandra@faircongrp.com

オーストラリア

1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（12月6日時点）で **15,569人**（直近1週間の感染者数の1日当たり平均値）となり、10月下旬から引き続き増加傾向が見られています。内訳は、NSW州 5,603人、VIC州 3,971人、WA州 1,803人などとなっています。

COVID-19 cases and 7 day rolling average, 01 Jan 2022 to 06 Dec 2022



(出所 : Department of Health and Aged Care)

2. オーストラリア国税庁 (ATO) 年末年始の営業時間

年末年始は、オーストラリア国税庁 (ATO) における一部のサービスが休止・変更となりますのでご注意ください。

- **2022年12月23日(金) 正午～2023年1月3日(火) 午前8時** (現地時間) はATOオフィスや電話での**通常サービスが休止**されます。
- 上記期間中も**オンラインでの申告・納税については利用可能**となります。
- Technical help desk (オンラインサービスに関する技術的な問題についてのヘルプデスク) は、12月27～30日の期間は午前7時～深夜午前0時まで利用可能となります (AEDT: オーストラリア東部標準時 (夏時間))

☆ 2022 年度の FCG オーストラリア ニュースレターのトピック一覧を記載しましたので、気になる記事がありましたらお気軽にお問い合わせください。別途お送りさせていただきます。

各号共通	新型コロナウイルス最新情報
2022 年 1 月号	日本からオーストラリア（メルボルン）への帰国体験記（1 月 10 日時点）
2022 年 2 月号	NSW 州小規模事業向け補助金（Small Business Support Program） Covid-19 検査費用の税務上の取扱い
2022 年 3 月号	2022 年度FRINGE・ベネフィット税（FBT）申告
2022 年 4 月号	2022-23 年度オーストラリア連邦政府予算案
2022 年 5 月号	オーストラリア総選挙結果（9 年ぶりの政権交代）
2022 年 6 月号	Superannuation（確定拠出年金）保証率の変更 Single Touch Payroll（STP）Finalisation
2022 年 7 月号	オーストラリアセミナーの開催
2022 年 8 月号	ASIC への財務諸表提出期限の延長（2022 年 6 月期）
2022 年 9 月号	2021-22 年度個人所得税申告
2022 年 10 月号	Director ID 申請期限
2022 年 11 月号	クリスマスパーティー等におけるFRINGE・ベネフィット税（FBT）の免除
2022 年 12 月号	オーストラリア国税庁（ATO）年末年始の営業時間

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士）sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士）

hi.torii@faircongrp.com

FCG ニュースレター

東南アジア・インド・オセアニア

シンガポール

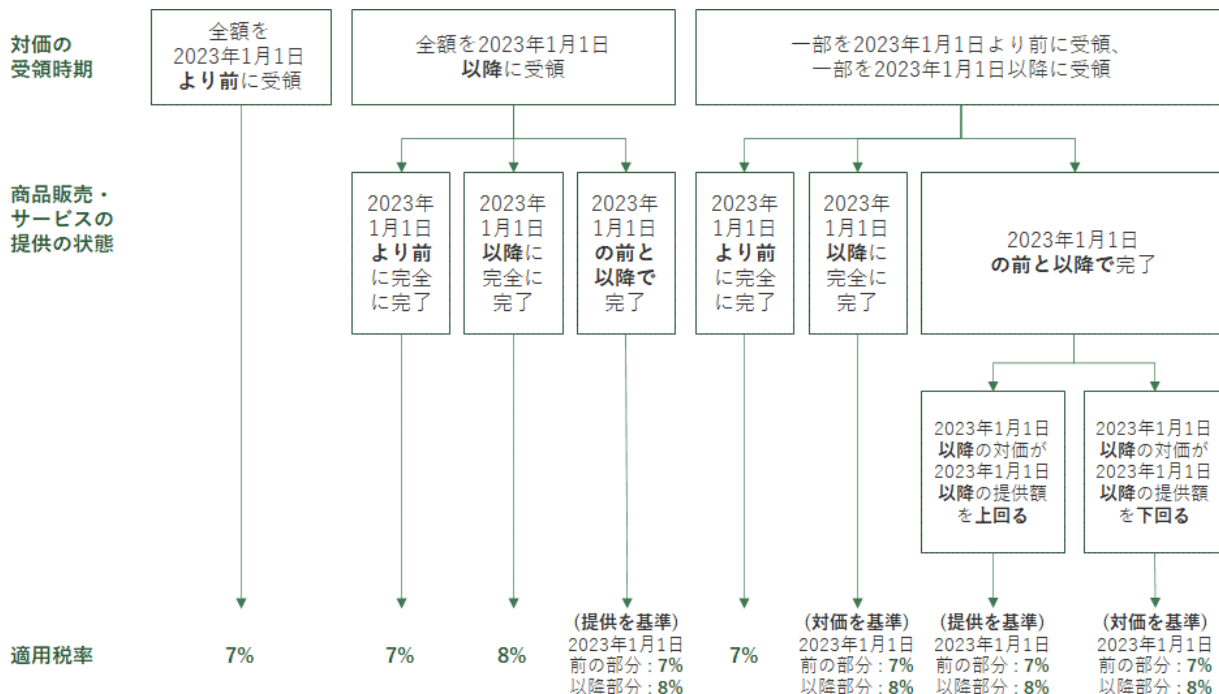
1. (再掲) GST税率の引き上げについて (Invoice作成に際してご参照下さい)

2023年1月1日から、物品・サービス税 (GST) が現行の7%から段階的に8%に引き上げられます。その概要や留意点につきまして、改めてご案内します。

● GSTの税率引き上げの経過措置について (ニュースレター2022年6月号より)

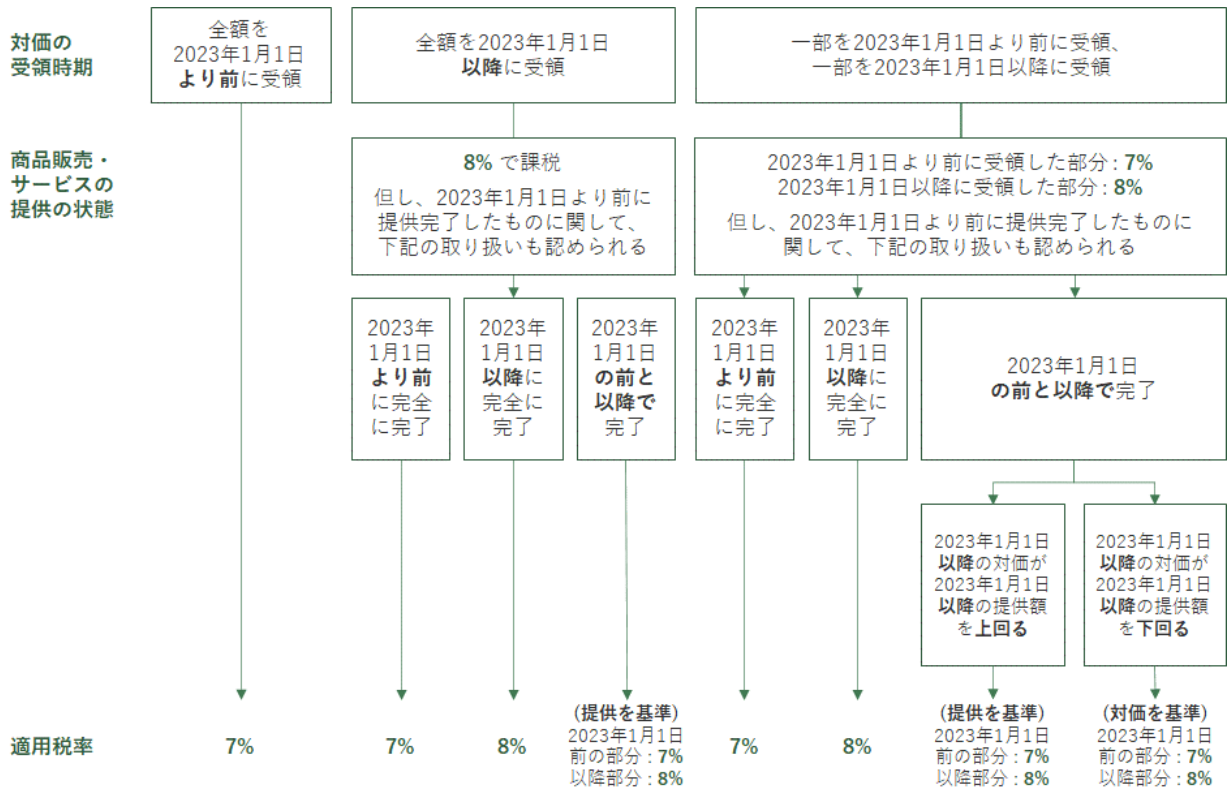
シンガポールの消費税であるGSTの税率が、2023年1月1日より7%から8%へ、2024年1月1日より8%から9%へ引き上げられます。GSTはTax Invoiceの発行日、もしくは、対価を受領した日のいずれか早い方で認識することになりますが、GSTの税率変更のタイミングにおける取扱いに関する経過措置が、シンガポール国内歳入庁 (IRAS) より公表されています。Tax Invoiceの発行日を基準に、以下のとおり判断します。

2023年1月1日 より前 に Tax Invoice を発行した場合



東南アジア・インド・オセアニア

2023年1月1日 **以降** に Tax Invoice を発行した場合



● **GST税率の引き上げに関するFAQ** (ニュースレター2022年9月号より)

各 GST 登録事業者が税率の変更に対して実務に備えるために、税務局よりガイドライン (e-Tax Guides) が公表されています。あわせてよくある質問として、FAQ (Frequently Asked Questions for Businesses) も税務局から公表されており、実務の参考としていくつか紹介します。

1. 輸入品に関する GST	
Question	2023 年 1 月 1 日以降にシンガポールに到着予定の輸入品の請求書を、2023 年 1 月 1 日以前に受領する場合、商品の輸入時に支払われる GST の税率はいくらでしょうか。
Answer	シンガポールの税関は、輸入に対して GST を課します。2023 年 1 月 1 日以降に到着予定の輸入品については、8%の GST 税率が課されます。
2. 請求書の記載方法	
Question	2023 年 1 月 1 日以降に請求書を発行する場合で、GST の適用税率が 7%と 8%の取引がある場合、新旧の GST 税率を同じ請求書にまとめて記載できますか。
Answer	はい。2023 年 1 月 1 日以降に発行される請求書において、新旧の GST 税率の対象となる取引について、まとめて記載することができます。
3. GST 申告書の作成方法	
Question	同じ GST の申告書で 7%と 8%の異なる GST 税率の対象となる取引を、まとめて申告できますか。それとも別々に GST 申告書を提出する必要がありますか。
Answer	異なる GST 税率の対象となる取引について、別々に GST 申告書を提出する必要はありません。異なる GST 税率ごとの取引額や GST 申告額の値を合計し、オンライン申告を行います。また、GST の申告書で申告された数値を裏付けるために、取引集計リストや関連証憑を適切に保管する必要があります。
4. 適用する GST の税率	
Question	請求管理を容易にするために、2023 年 1 月 1 日以降に発行される全ての請求書について、支払期日にかかわらず 8%の GST 税率を適用できますか。
Answer	請求書に適用される GST 税率を決定する要因としては、(i) 顧客から支払いを受領するタイミング (ii) 顧客へ商品が納品されるタイミングまたはサービスが提供されるタイミングが挙げられます。仮に 2023 年 1 月 1 日より前に顧客から支払いを受け取った場合、2023 年 1 月 1 日より前になるため、7%の GST 税率を適用する必要があります。
5. サービス提供時期に関する証票	
Question	サービス提供が 2023 年 1 月 1 日より前に完了したことを裏付ける証憑としては、どのような書類を保持する必要がありますか。



Answer	書面による証憑の例としては、例えば顧客からのサービス受領書または確認書が挙げられます。サービス提供の内容によっても、必要となる証憑等は異なります。例えば、作業を行うために費やされた工数に基づいて請求されるサービスのタイムシート、建設サービスのエンジニアや品質検査員によって発行された作業証明書やコスト回収に基づいて請求されるサービスのコスト明細書などが挙げられます。判断が難しい場合は、税務当局の GST 担当窓口へ問い合わせることが推奨されています。
6. プロフォーマインボイスの取扱い	
Question	2023 年 1 月 1 日以降に納品される商品について、2023 年 1 月 1 日より前に顧客にプロフォーマインボイス等を発行する場合、GST 税率の変更日の前に発行されるプロフォーマインボイス等に、8% の GST 税率を適用できますか。
Answer	2023 年 1 月 1 日より前に発行されるプロフォーマインボイス等に 8% の GST のみを反映する代わりに、次のいずれかの対応が考えられます。 i. GST 税率が 7% を前提とする価格を記載し、GST 税率の引き上げにより 2023 年 1 月 1 日以降に価格が改定される可能性があることを顧客に通知する。 ii. GST 税率が 7% と 8% の両方の価格を記載し、GST 税率が 8% の価格については、2023 年 1 月 1 日以降にのみ有効になることを明示する。
7. 請求と支払の差異の調整	
Question	2023 年 1 月 1 日以降に開始予定のイベントについて、イベント開始前に 3 割、イベント開始後に 7 割に相当する請求書を段階的に発行します。2023 年 1 月 1 日より前に最初の請求書（取引価格の 3 割相当分）に対して、2023 年 1 月 1 日より前に取引価格の一部である 2 割相当分の支払いを受けた場合、適用される GST 税率はどのようになりますか。
Answer	2023 年 1 月 1 日より前に受け取った取引価格の 2 割相当分の支払いについては、7% の GST 税率が適用されるため、特段の調整は必要ありません。ただし、最初の請求書に関する 1 割相当分の未払い部分については、対応する 7% の GST 税率を記載したクレジットノートを発行し、8% の GST 税率を適用した新しい請求書を発行する必要があります。 なお、2023 年 1 月 1 日以降に発行される取引価格の 7 割相当分の請求書については、8% の GST 税率が適用されます。税率変更日以降に別々の請求書を発行するか（1 割相当分の未払い部分と 7 割相当分についてそれぞれ）、取引価格の合計 8 割相当分に対して、1 つの請求書にまとめて発行するかを選択できます。

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄 (日本国公認会計士/公認内部監査人) ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉 (日本国公認会計士) ju.ito@faircongrp.com



1. 非公開企業向けの財務報告基準 (IFRS for NPAEs) 改訂について

11月14日にタイ国公認会計士連盟 (Federation of Accounting Professions-FAP) が非公開企業向けの財務報告基準 (IFRS for NPAEs) の改訂について、公表しました。同内容は11月30日にタイ王国官報にも掲載、公告されています。

この改訂された IFRS for NPAEs は、2023年1月1日以降に開始する会計年度から適用されます。

今回の改訂は、下記3つをキーコンセプトとしています。

- Improving Completeness (網羅性の改善) : より広範囲な取引の会計処理を明確化する為、6章に渡る会計基準が追加されています。
- Maintaining simplicity (簡索性維持) : 既存の IFRS for NPAEs の基準設計を維持し、追加事項について定めるものになります。
- More Options (オプションの提供) : 連結財務諸表作成、包括利益計算書の開示、機能通貨会計など、任意適用オプションが拡大されました。

既存の IFRS for NPAEs では税効果会計、退職給付会計等、限定された会計処理のみが IFRS for PAE (公開会社会計基準-IFRS に準拠した会計基準) から選択適用する事が可能ではありましたが、例えば、機能通貨会計については IFRS for PAE を全面適用する事が求められていました。

改訂された IFRS for NPAEs には、以下の6章が追加されています。

- Agriculture (農業)
- Government Grant (政府補助金)
- Derivatives (デリバティブ)
- Business Combination (企業結合)
- Exploration for and evaluation of mineral resources (鉱物資源の探査及び評価)
- Service concession arrangement (サービス委譲契約)

上記の通り、機能通貨会計、連結財務諸表の任意適用、企業結合会計、およびデリバティブ会計など、在タイ日系企業にも影響を与える可能性がある改訂が含まれます。

官報公表及び FAP の公表は以下となります。

(タイ官報公表)

<https://ratchakitcha2.soc.go.th/pdfdownload/?id=139D279S0000000000100>

(タイ公認会計士連盟公表)

[https://acpro-std.tfac.or.th/test_std/uploads/files/%E0%B8%9A%E0%B8%97%E0%B8%84%E0%B8%A7%E0%B8%B2%E0%B8%A1/TFRS%20for%20NPAEs_Revise%202565\(1\).pdf](https://acpro-std.tfac.or.th/test_std/uploads/files/%E0%B8%9A%E0%B8%97%E0%B8%84%E0%B8%A7%E0%B8%B2%E0%B8%A1/TFRS%20for%20NPAEs_Revise%202565(1).pdf)

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

子田 俊之 (日本国公認会計士) to.kota@faircongrp.com

ニュージーランド

1. ガソリン税の減税制度の延長発表（来年 2023 年 3 月 31 日まで）

ニュージーランド政府は、現在の生活費補助（Cost of living support）プログラムの一環として実施している、ガソリン税の減税制度（1 リットル当たり 25 セントの減税）を、2023 年 2 月 28 日まで継続することを発表しました。その後は 2023 年 3 月 31 日まで、減税額を半分の 1 リットル当たり 12.5 セントまで減らし、最終的にガソリン税の減税制度を取り下げる予定です。

2. コロナ関連、未払の税金に対するペナルティーの免除申請方法の変更

コロナウイルスにより重大な損失を受けた企業は、納税の遅延により発生したペナルティーや、未払の納税額に課せられる利子（use-of-money interest）についての減額もしくは免除を、ニュージーランド国税局（IRD: Inland Revenue Department）に申請することができますが、その申請方法が来年 **2023 年 1 月 9 日**より、以下の通り変更となります。

変更前（2023 年 1 月 8 日まで）

IRD のオンラインポータルから、Notify of COVID-19 impact Support をクリック

※免除申請について、申請書の作成等の**必要無し**。

変更後（2023 年 1 月 9 日以降）

IRD のオンラインポータルから、Send a Message をクリック

※免除申請について、申請書の作成等の**必要がある**。

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

花本 聡子（準オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士） sa.hanamoto@faircongrp.com

フィリピン

1. 監査済決算書、GIS の SEC への提出期限

証券取引委員会(SEC: Securities and Exchange Commission)覚書回状第 9 号により、決算期が 12 月の全ての企業(支店、駐在員事務所含む)の監査済決算書(AFS: Audited Financial Statement)の SEC への提出期限は下記の通りとなると公表された。

提出は、eFAST(Electronic Filing and Submission Tool)を通じて行わなければならない。

提出日	SEC 登録番号の下 1 桁
5 月 2、3、4、5 日	1、2
5 月 8、9、10、11、12 日	3、4
5 月 15、16、17、18、19 日	5、6
5 月 22、23、24、25、26 日	7、8
5 月 29、30、31 日/6 月 1、2 日	9、0

また、会社登記簿 (GIS: General Information Sheet) の提出期限は下記の通りとなり、eFAST を通じて提出しなければならない。

- A) 株式会社：年次株主総会開催日から 30 日以内
- B) 非株式会社：年次役員会開催日から 30 日以内
- C) 外国企業(駐在員事務所/支店)：設立記念日から 30 日以内

2. 登録輸出企業の VAT ゼロレート適用に関する追加 Q&A の発行

内国歳入庁(BIR: Bureau of Internal revenue)は歳入覚書回状(RMC: Revenue Memorandum Circular)No. 152-2022 において、付加価値税(VAT: Value Add Tax)がゼロ%となる VAT ゼロレートの適用範囲に関する追加の Q&A を公表した。当該 RMC は No.24-2022, No.49-2022 に続いて、Create 法における VAT ゼロレートの取り扱いに関する内容の補足説明を行っている。

内容の概要としては以下の通り。

- 2021 年 12 月 10 日(歳入規則 No.21-2021 の適用日)から 2022 年 3 月 8 日(RMC No 24-2022 公表前日)までは VAT ゼロレートが引き続き継続適用されることとなった。
- 買い手が VAT ゼロレートの適用対象であるものの、上記期間において売り手が VAT12%を課した場合、買い手はそのまま VAT12%の取引として取り扱うか、または VAT ゼロレート取引に修正(売り手が買い手に VAT 相当額を返金した後、VAT に関する申告書を修正)することが可能である。

- VAT 登録事業者から Non-VAT 事業者に変更した場合であっても、登録輸出企業はパーセンテージ税の対象とはならない。
- Non-VAT 事業者に変更した場合であっても、登録輸出企業は法人税の免税期間(ITH: Income Tax Holiday)の終了まで引き続き、登録事業活動に直接的かつ限定的に関連する国内仕入については VAT ゼロレートの適用が受けられる。

3. 11 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
11 月 28 日	労働雇用省 (DOLE)	アドバイザー No. 23-2022	DOLE(Department of Labor and Employment)により、13 か月目給与の算定方法、DOLE へのコンプライアンスに関するガイドラインが公表された。

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

杉山 陽祐 (米国公認会計士・米国税理士) yo.sugiyama@faircongrp.com

大久保 匠悟 (日本公認会計士) sho.okubo@faircongrp.com

渡邊 悠 ha.watanabe@faircongrp.com

★ ベトナム

1. 申告納税期日について

2022年10月30日付で Decree No. 91/2022/ND-CP が発表されました。2020年12月5日から施行されている Decree No. 126/2020/ND-CP に対する補足修正内容が規定されました。

以下、主な補足修正内容です。

(1) 申告納税期日が土曜日・日曜日・祝日に当たる場合の扱い（全ての税金種類が対象）

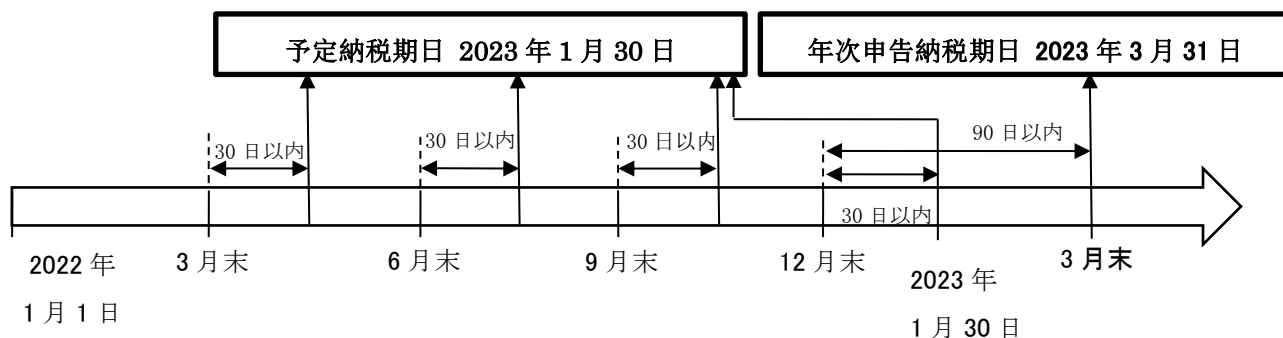
新法令では申告納税期日が、土曜日・日曜日・祝日に当たるときは、その申告納税期日は、その土曜日、日曜日、祝日の翌営業日になることが補足されました。

(2) 法人所得税の予定納税時期の変更

A. 新法令

新法令では法人所得税（CIT）の予定納税は、第四半期終了後の翌月の30日までに年次申告時の確定額に対して80%以上の予定納税が必要です。予定納税額の合計が、年次申告時の確定額より20%より少ない場合、20%を超える分に該当する差額に対して、納税期日の翌日から納税完了日までの期間に応じて延滞税を支払う必要があります。2022年12月決算期の場合は下記例1のように新法令が適用される点に留意が必要です。

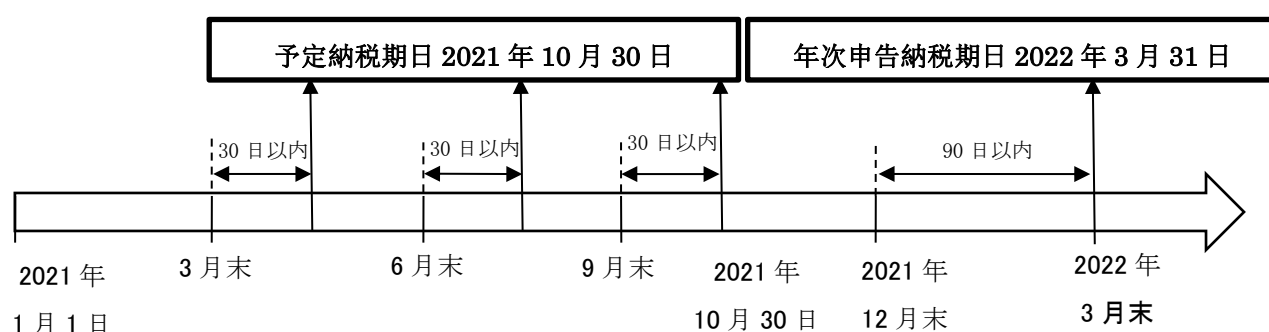
(例1) 新法令上での2022年12月決算の場合の申告納税期日



B. 旧法令

旧法令では CIT の予定納税は、第 3 四半期終了後の翌月の 30 日までに行われることとされていました。また、年次申告時の確定額に対して 75%以上の予定納税が必要でした。

(例 2) 旧法令上での 2021 年 12 月決算の場合の申告納税期日



CIT の申告では、四半期ごとの予定納税と年次申告納税を行う必要があります。このほか事業活動や契約の終了、法人持分の移転、組織再編などによっても申告をしなければならない場合があります。年次申告納税については、旧法令・新法令ともに対象会計年度終了後、90 日以内に行わなければならないとされています。

予定納税期日の変更に伴い、以下の事項に留意が必要です。

- 適切な予定納税額の算出
- 納税に必要な資金の用意
- 納税遅延による延滞税の発生の回避

(3) 税務申告が不要なケースの追加

新法令では月次・四半期申告において、給与支給がある場合でも対象期間中に個人所得税の源泉徴収が発生しない場合、当該対象期間の個人所得税申告は不要となりました。ただし、給与支給が発生する場合、源泉徴収の発生の有無に関わらず年次申告は引き続き必要です。

新法令内容について専門的な判断が必要な場合がありますので、不明な点がございましたら専門家のアドバイスを仰ぐことをお勧めします。

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To St, Hoan Kiem Dist., Hanoi

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔 (日本国公認会計士) da.ishii@faircongrp.com

■Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe

Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美 (豪州公認会計士) hi.fujiwara@faircongrp.com

草野 航平 ko.kusano@faircongrp.com

マレーシア

1. デジタルノマドビザと PLS ビザ

マレーシアにおいて 2022 年 10 月から新たに開始された 2 つの滞在許可（デジタルノマドビザと PLS ビザ）をご紹介します。

● デジタルノマドビザ(DE Rantau Nomad Pass)

マレーシア政府は、デジタル分野で働きリモートワーカーに対して、3～12 ヶ月間の滞在に加え、2 年目の更新が可能なビザを新たに法制化しました。政府はマレーシアを ASEAN のデジタルノマドハブとして発展させ、国内経済の活性化及びデジタル化促進につなげたいと考えています。

【特徴】

- ・ IT 業界で働くデジタルノマドが対象。
- ・ 申請プロセスはすべてオンラインで完結。
- ・ 配偶者及び子供などの扶養家族の帯同が可能。
- ・ 政府が推進するデジタル化促進プログラム（DE Rantau program）の一環として、デジタルノマド専用の宿泊施設の利用やイベントへの参加等が可能。

【応募資格】

- ・ IT 業界に従事している（例：デジタルマーケティング、デジタルコンテンツ開発等）、企業と業務委託契約を締結しているフリーランサー、または、企業と雇用契約を締結しているリモートワークの従業員
- ・ 年間収入が USD24,000 以上
- ・ 犯罪歴がない
- ・ マレーシア滞在期間をカバーする医療保険に加入すること

● PLS ビザ (PLS@XPATS)

PLS@XPATS は、緊急かつ重要な業務を行うため、外国人の専門家に許可される短期滞在就労ビザです。

【特徴】

- ・ 緊急案件に対応するビザであり、3 営業日で承認される。
- ・ 滞在期間は最長 30 日間であり、延長は認められない。

- ・ 企業・スポンサーによる申請書/招聘状が必要。
- ・ 扶養家族の帯同は認められない。
- ・ マレー半島及びラブアンのみを対象としており、サバ州とサラワク州は対象外。

【対象業種】

政府、公共セクター及び民間セクターの以下業種が対象。

- ・ セキュリティ、防衛
- ・ 製造
- ・ 建設
- ・ ヘルスケア、医療
- ・ 石油、ガス、エネルギー
- ・ 金融
- ・ 電気、電子機器
- ・ 卸売り、小売り
- ・ 観光
- ・ ビジネスサービス
- ・ コモディティ（原材料、資源等）
- ・ 教育
- ・ 農業
- ・ 航空業
- ・ IT、インフラ
- ・ その他

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,

50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

青木 貴宣 (日本国税理士) ta.aoki@faircongrp.com

松本 健太郎 (日本国公認会計士) ke.matsumoto@faircongrp.com

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター-東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター-東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。